

# 平成 23 年分 所得税の確定申告

平成 23 年中の収入などを税務署へ申告するものです

問合せ 青梅税務署 0428-22-3185

## 青梅税務署での受付け・相談

## 市役所での受付け・相談

※2月8日(水)～2月15日(水)は、還付申告のみ受け付けます。

受付期間 2月16日(木)～3月15日(木)（土・日曜日を除く）

受付時間 午前9時～午後5時

受付会場 青梅税務署別館

※還付申告は、1月4日(水)から受け付けています。

○還付申告：給与所得者や年金所得者など

で源泉徴収税額があり、医療費控除などを申告することで所得税が還付となる申告

■日曜日の受付け・相談

青梅税務署では2月19日(日)・26日(日)に限り、日曜日の受付け・相談を行います。

※当時は、国税の領収は行いません。振替納税制度を利用するか、近くの金融機関で必ず納期限までに納付してください。

※2月19日(日)は、青梅マラソン開催に伴い税務署周辺道路が交通規制されるため、税務署駐車場を利用することはできません。公共交通機関を利用してください。

■税務署で確定申告書を作成する方へ

税務署へ来署して確定申告書を作成する方には、画面の案内に従つて入力するだけで自動計算される、便利なパソコンの利用を推奨しています。

税務署のパソコンで作成した確定申告書は、その場から電子送信することができます。ぜひ、利用してください。

## ■青梅税務署員による出張申告相談

給与所得者・年金所得者・事業所得者の確定申告書の作成相談および收受を行います

（譲渡所得の相談はできません）。

受付期間 2月1日(水)・2日(木)・3日(金)

受付時間 午前9時30分～11時、午後1時～3時

受付会場 市役所4階大会議室A・B

※当日の混雑状況によって早めに受付けを終了する場合があります。ご了承ください。

○過年分の確定申告

※作成済み申告書の提出はできます。

## ■市役所での受付け・相談

受付時間 午前9時～11時、午後1時～3時30分

受付会場 市役所4階大会議室A

受付けできないもの

○土地・家屋・株式などの譲渡所得

○農業・営業などの事業所得・不動産所得の申告、損失申告、青色申告、住宅借入金等特別控除（所得税）の申告

## ■税理士会による無料申告相談

### ■税理士会による無料申告相談

小規模納税者や給与所得者、年金所得者の確定申告書の作成指導および收受を行います（譲渡所得の相談はできません）。

受付期間 2月6日(月)・7日(火)・16日(木)～24日(金)（土・日曜日を除く）

受付時間

○小規模納税者：午前9時～10時30分、午後1時～3時

○給与所得者・年金所得者：午前9時～11時、午後1時～3時

受付会場 市役所4階大会議室A

申告の際に持参するもの

1ページの「平成24年度住民税の申告の際に持参するもの」と同じです。

※申告書に該当する事項を記入し、源泉徴収票・事業主の支払証明書・収支明細書などの必要書類を添付し、直接青梅税務署へ郵送してください。

### 郵送による受付け

※申告書の控えに受付印の必要な方は、宛先（申告する方の住所・氏名）を記入した返信用封筒（切手貼付）を同封してください。

給与所得者・年金所得者の確定申告書の作成相談および收受を行います。

受付期間 2月8日(水)～3月15日(木)（土・日曜日、祝日を除く）

郵送先 〒198-18530 青梅市東青梅

# 税務署からのお知らせ

## □ インターネットの申告が便利です

所得税の確定申告には、インターネットで申告書の作成や提出ができる「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」制度があります。自家のパソコンで確定申告ができ、平成23年分については最高4000円(平成19年分～23年分の間に1回のみ)の税額控除を受けることができます。

利用には事前の手続きが必要です。詳しくは、e-Taxホームページまたはヘルプデスク(☎0570-015901)で確認してください。

※インターネットで確定申告書を送信する際に必要な「電子証明書(住民基本台帳カードが必要)」の発行は、市役所1階市民課受付係で行っています。

## □ 申告と納税はお早めに!

所得税の申告と納税は、3月15日(木)までです。期限が近くなると税務署の窓口は大変混雑します。早めに申告してください。

納期限までに納付しない場合は、延滞税がかかる場合があります。

## □ 昨年電子申告を利用された方へ

平成22年分の申告で電子申告(電子送信だけでなく、国税庁ホームページなどで作成し、書面により提出した場合を含む)を利用した方は、申告書を送付しません。平成23年分の確定申告も、引き続き電子申告を利用してください。

## □ 東日本大震災により被災された方へ

東日本大震災により被災された方には、所得税に関する税制上の措置があります。※詳しくは、国税庁ホームページをご覧のくだか、問い合わせてください。

## □ 東日本大震災に係る寄附金を支出された方へ

個人の方が東日本大震災に係る寄附金を支出した場合、その寄附金が一定のものであるときは、「震災関連寄附金」(特定寄附金)に該当し、寄附金控除の対象となります。

また、震災関連寄附金のうち、認定NPO法人や中央共同募金会が東日本大震災に関連して被災者の救援活動などのために募集する寄附金で一定のものについては、寄附金控除(所得控除)との選択により特定震災指定寄附金特別控除(税額控除)の適用を受けることができます。

※詳しくは、国税庁ホームページをご覧のくだか、問い合わせてください。

## □ 公的年金と確定申告

平成23年分以後の各年分について、公的年金などの収入合計が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

この場合であっても、所得税の還付を受けたための確定申告書を提出することはできます。

ただし、所得税の確定申告が必要ない場合でも、住民税の申告は必要な場合があります。

問合せ 青梅税務署

## 要支援・要介護の方および要支援・要介護の方を介護している方へ

### 確定申告手続きに係る認定書を発行しています

市では、要介護認定された方などに、障害の程度により障害者控除対象者認定書を発行しています。

○日常生活自立度Ⅲ・Ⅳ:屋内での生活に何らかの介助を要し、日中もベッド上で生活が主体である

○日常生活自立度Ⅱ・Ⅲ:日常生活に必要な意思疎通に、困難さが多少見られる

○日常生活自立度Ⅳ以上:日常生活に必要な意思疎通に、困難さが頻繁に見られる

■申請できる方

本人とその家族の方(扶養している方)

○障害者控除 障害状態にあり、日常生活自立度ランクAの方/認知状態にあり、日常生活自立度ランクAの方

○特別障害者控除 障害状態にあり、日常生活自立度ランクB以上の方/認知状態にあり、日常生活自立度ランクB以上の方

○日常生活自立度ⅢまたはⅣの方

○日常生活自立度Ⅳ以上の方/寝たきり状態である方

※この「障害者控除対象者認定書」は、市役所1階高齢福祉介護課高齢福祉係で発行します。

○日常生活自立度ランクA:屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出できない

■問合せ

高齢福祉介護課高齢福祉係

広報はむら 24.1.15 ③